

2 基本目標、基本施策及び具体的施策

※ 具体的取組名の前に●と表示しているのは、第2次基本計画策定時から引き続き取り組んでいる事業、○と表示しているのは、計画見直しに当たって新たに掲載する事業（既存の事業を含む。）です。
※ 個別の事業は、最も関連が深いと考える具体的施策の具体的取組として掲載し、再掲出する場合は、具体的取組名の後ろに【再掲】と表示しています。

I あらゆる分野における女性の活躍

基本目標1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大

【現状と課題】

男女共同参画社会は、男女の人権が尊重され、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる社会であり、あらゆる分野に男女が参画することにより、多様な人材の能力の活用、新たな視点や発想の取り入れ等につながり、社会に多様性と活力をもたらします。

本市が目指す「世界に誇れる『まち』」の実現は、このような男女共同参画社会の下で進めていくことが重要です。

国においては、「社会のあらゆる分野において、平成32年(2020年)までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度にする」という目標を設定し、取組を進めてきました。

しかし、現実には、社会の構成員の半分を占める女性の様々な分野における政策・方針の立案及び決定への参画は、諸外国と比較し低水準に留まっています。

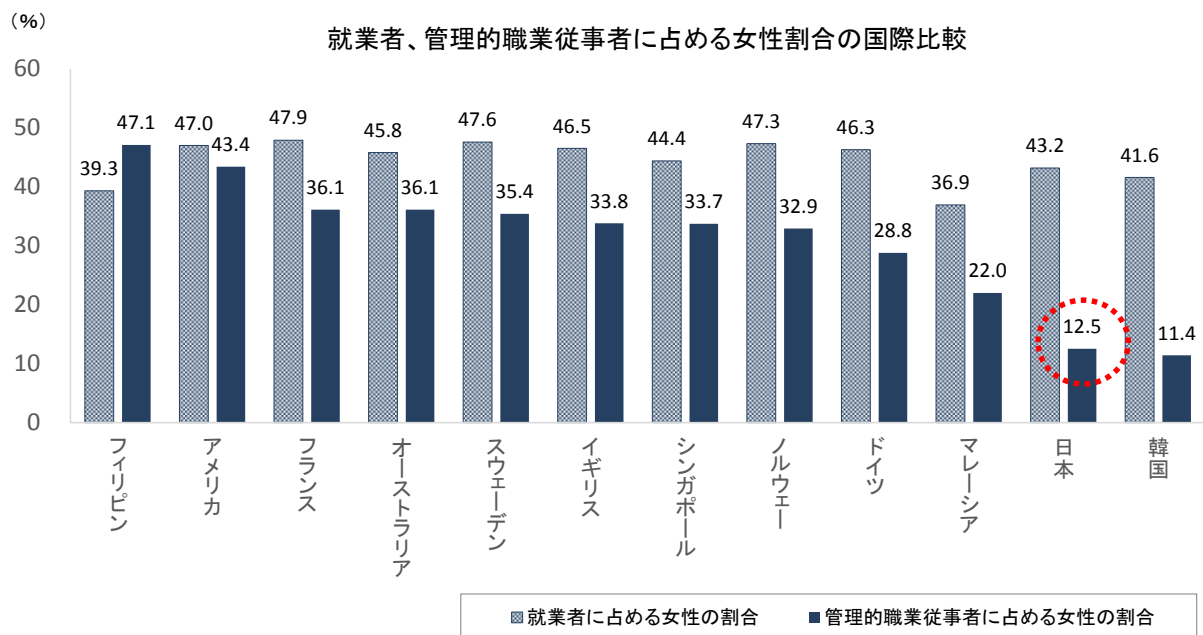
本市では、条例の基本理念の一つとして、「政策又は方針の立案及び決定への共同参画」を掲げ、政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大に率先垂範して取り組むこととしています。

具体的には、第2次基本計画において、平成33年(2021年)4月1日時点で、全ての審議会の委員数の割合を男女いずれも40%以上、行政委員会の女性委員の割合を40%以上にするという目標を掲げ、男女のバランスのとれた委員構成となるよう努めています。

また、課長級以上の管理職に占める女性職員の割合についても、平成33年(2021年)4月1日時点で16%以上にするという目標を掲げて女性登用に取り組んでいます。

こうした中、平成27年(2015年)8月に成立した女性活躍推進法において、女性の職業生活における活躍の推進に関する必要な施策の策定及び実施が国及び地方公共団体の責務とされ、地方公共団体は、当該区域における推進計画の策定、関係機関により構成する協議会の設置、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合についての目標等を盛り込んだ「特定事業主行動計画」の策定等が求められています。

こうしたことから、本市自らが引き続き女性登用等に積極的に取り組むとともに、国・県と連携して、企業や地域団体などに働きかけを行い、様々な分野で女性がその持てる能力をいかんなく発揮できるよう、女性の参画の拡大を図っていく必要があります。



(備考)・総務省「労働力調査(基本集計)」、独立行政法人労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2015」より作成。
 ・日本は2015年(平成27年)、その他の国は2013年(平成25年)の数値。
 ・総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。
 また、「管理的職業従事者」の定義は、国によって異なる。

基本施策 1 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、市が率先して審議会や行政委員会等の委員への女性の選任に取り組むとともに、市の女性職員については、地方公務員法に定める平等取扱いと成績主義の原則を前提としつつ、特定事業主行動計画に基づき、職域拡大及び管理職等への積極的な登用に取り組めます。

(1) 審議会委員への女性の選任の推進

ア 女性委員を選任するための取組の充実

女性委員の選任状況に応じた審議会ごとの段階的な目標数値の設定や、充て職（審議会委員の選任に当たって、関係する団体や機関の一定の職にある者を選任する）について必然性を検討した上での見直し、審議会の設置目的等に応じた公募による委員の選任などにより、女性委員の選任を進め、男女の委員数の割合がいずれの審議会も40%以上になるよう積極的に取り組めます。

※ 具体的取組

- 審議会ごとの段階的な目標数値の設定 [市民局、各所管局]
- 委員選任の際の事前協議の徹底 [市民局、各所管局]
- 充て職の必然性等を含めたあり方の見直し [市民局、各所管局]
- 公募による女性委員の選任 [市民局、各所管局]
- 選任分野の見直し（学識経験者に係る専門分野の範囲の拡大等） [市民局、各所管局]
- 新たな選任分野の検討（審議会が所管する分野で活動している市民団体の活用等） [市民局、各所管局]

イ 審議会委員の選出母体となる団体の役員への女性の登用促進

審議会委員の選出母体となる団体に対し、役員への女性の登用について働きかけなどを行います。

※ 具体的取組

- 男女共同参画に関する意識啓発の強化 [市民局、各所管局]
- 女性の登用状況調査の制度化の検討 [市民局]
- 補助金交付団体に対する女性登用推進に向けた働きかけ方法の検討 [市民局]
- 女性登用に関する取組の好事例の発信 [市民局]

ウ 女性の人材の育成・発掘と人材情報の充実

大学や地域団体等との連携強化により審議会委員になり得る女性の人材を育成・発掘するとともに、女性人材データベースの構築など、人材情報の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 研修や講座の充実及びこれらを活用した女性リーダーの育成 [市民局]
- 大学等との連携強化による専門的知識を有する女性人材の新たな発掘 [市民局]
- 大学等との連携強化による女性人材データベースの構築及び活用方法の検討 [市民局]

(2) 行政委員会等への女性の参画の拡大

ア 女性委員を選任するための取組の充実

行政委員会の委員については、委員会ごとに目標数値を設定するとともに、委員の選出母体となる各種団体等に対する女性の登用についての積極的な働きかけなどにより、各行政委員会における女性委員の増加を図ります。

また、人権擁護委員などの市が推薦する委員等についても女性の参画を推進します。

※ 具体的取組

- 行政委員会ごとの目標数値の設定、女性委員の選任に向けた働きかけの検討 [企画総務局、各所管局]
- 市が推薦する人権擁護委員や行政相談委員などへの女性の参画の促進 [各所管局]
- 女性の人材情報の提供 [市民局]

(3) 女性職員の職域拡大、育成及び登用の推進

ア 女性職員の職域拡大と育成の推進

女性職員の職域拡大と男女で偏りのないバランスのとれた職員配置、幅広い職務経験の付与や研修の充実、女性職員同士の交流の促進などによる女性職員の育成及び女性自身の意識の改革等を進めます。

※ 具体的取組

- 職員意向調査や庁内公募制の活用 [企画総務局]
- 女性職員の能力向上を図る研修の実施や自治大学校等への派遣 [企画総務局]
- 基本研修（階層別研修）における「男女共同参画」に関する科目の実施 [企画総務局、市民局]
- 職員の自主研修などへの女性の参加の推進 [企画総務局]
- 女性の人材育成に積極的な職場等の取組の好事例の発信 [市民局]
- 広島市女性職員活躍推進プラン（女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画）の策定及び実施 [企画総務局]

イ 女性職員の登用の推進

幹部職員等への登用に向け、女性職員個々の能力、適性に合った計画的な育成を図ります。

※ 具体的取組

- 管理職への登用についての目標数値の設定 [企画総務局]
- 職員意向調査や庁内公募制の活用【再掲】 [企画総務局]
- 職員の職業生活と家庭生活の両立の推進 [企画総務局、市民局]
- 広島市女性職員活躍推進プラン（女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画）の策定及び実施【再掲】 [企画総務局]

ウ 外部からの女性の採用・登用

職員の中途採用や官民人事交流などにより、外部からの幹部職員等への女性の採用・登用を行います。

※ 具体的取組

- 職員の中途採用や官民人事交流の検討 [企画総務局]

エ 学校管理職への女性の登用の推進

学校管理職である校長、教頭の校務の軽減を図りながら、その職のやりがいや魅力を伝え、校長や教頭への女性の登用を計画的かつ積極的に推進します。

※ 具体的取組

- 学校管理職（校長、教頭）への登用についての目標数値の設定 [教育委員会]
- 主幹教諭職の設置による登用の場の拡大 [教育委員会]
- 校務運営や教育活動の推進役を育成する研修への女性教員の参加の働きかけ [教育委員会]

基本施策2 市の関係団体などにおける方針決定過程への女性の参画の促進

市の関係団体（市が資本金を出資している団体など）や、市が補助金を交付する経営者団体・協同組合等に対して、方針の立案及び決定に女性の参画が拡大するよう働きかけます。

(1) 女性職員の登用等の促進

ア 女性職員の登用等の働きかけ

市の関係団体における方針の立案及び決定に女性の参画が拡大するよう、団体への研修や情報提供などにより団体での取組を支援します。

※ 具体的取組

- 関係団体に対する女性職員の育成の指導 [各所管局]
- 男女共同参画に関する情報提供や研修の実施 [市民局]
- 女性の登用状況調査の制度化の検討【再掲】 [市民局]
- 補助金交付団体に対する女性登用推進に向けた働きかけ方法の検討【再掲】 [市民局]
- 女性登用に関する取組の好事例の発信【再掲】 [市民局]

イ 補助金交付団体における役員への女性の登用促進

市が補助金を交付する経営者団体や協同組合等における男女共同参画を促進するため、役員への女性の登用についての働きかけなどを行います。

※ 具体的取組

- 男女共同参画に関する意識啓発の強化【再掲】 [市民局、各所管局]
- 女性の登用状況調査の制度化の検討【再掲】 [市民局]
- 補助金交付団体に対する女性登用推進に向けた働きかけ方法の検討【再掲】 [市民局]
- 女性登用に関する取組の好事例の発信【再掲】 [市民局]

基本施策３ 政策・方針決定過程の透明性の確保

女性をはじめ市民の行政への参画を促進するため、行政情報の積極的かつ的確な情報発信を行うとともに、広く市民に対し案等を公表し、市民から意見を募集するなど行政への参画機会を提供します。

(1) 行政情報の積極的な提供と参画機会の拡充

ア 行政情報の積極的な提供、公表

事業計画段階からの積極的な行政情報の提供に努めるとともに、生活様式の変化等を踏まえ、より効果的な情報発信の方法を検討し、市民に分かりやすい情報提供に取り組みます。

※ 具体的取組

- 市の広報紙、ホームページ、SNS、広報番組、デジタルサイネージ等の活用【再掲】 [企画総務局、各所管局]
- ホームページの充実 [企画総務局、各所管局]
- ICTの活用など効果的な情報発信の検討 [企画総務局、各所管局]

イ 行政への参画機会の拡充

事業の様々な段階での市民意見の募集、聴取などにより行政への参画機会を提供します。

※ 具体的取組

- 各種モニター制度の運用 [各所管局]
- 市の広報紙やホームページ等での市民意見募集 [各所管局]

重点目標（指標）

施策の目標（指標）	単位	現 状	目標数値 （期 限）
審議会における委員数の割合が男女いずれも40%以上の審議会を増やす	%	37.7 (平成27年4月1日)	100 (平成33年4月1日)
市職員の管理職における女性の割合を増やす	%	10.3 (平成27年4月1日)	16.0以上 (平成33年4月1日)

基本目標 2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活の両立

【女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画】

【現状と課題】

平成 26 年度（2014 年度）の市民アンケートでは、職場における男女の地位の平等について、「平等になっている」と回答した人が 25.5%に対して、約半数（46.9%）の人が「男性が優遇されている」と回答しています。

これは、固定的な性別役割分担意識を背景に、家事や子育て、介護等の家庭生活における責任の多くを女性が担っている中で、男女雇用機会均等法等の法制度の整備により、男女の間で法律上の差別はなくとも、実質的には機会の不平等が生じているものと考えられます。

また、女性の約 6 割が第 1 子出産を機に退職する現状において、女性の労働力率が、結婚、出産、子育て期に当たる 30 歳代を底辺とする M 字カーブを描く問題は、いまだ解消されていません。

制度面だけでなく、男女の均等な雇用の機会と待遇を実質的に確保し、意欲と能力のある女性が職業生活と家庭生活の二者択一を迫られることなく職場で活躍できることは、女性自身が仕事を通じた様々な経験や成長、経済的な自立、社会との関わり等を得ることを可能にします。そして、そのことは、企業の人材力と組織内の多様性を高め、イノベーションを促進し、生産性を向上させ、競争力を高めることにも貢献します。

さらに、共働き世帯の増加や超高齢社会の進展とともに、今後、男性が子育てや介護といった家庭生活での役割を担う中で、労働に関して時間に制約が生じる男性の増加が見込まれます。このため、長時間労働等を前提としたこれまでの男性の働き方を抜本的に見直す必要があり、こうした働き方改革は、男性の生活の豊かさや、職業生活と家事・子育て・介護等との両立にもつながります。

このように、働くことを希望する女性が働き続け、男女ともにその能力を十分に発揮することができる「働きやすく、働きがいのある職場づくり」を進めることは、極めて重要です。そのためには、事業者に積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進、長時間労働の削減、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の導入等を働きかけるとともに、男性の意識改革、子育て・介護支援策の充実などの取組を進めることが必要です。

現在、国においても、一億総活躍社会の実現に向けて、新たな第二の矢（夢をつむぐ子育て支援）、第三の矢（安心につながる社会保障）を希望出生率 1.8、介護離職ゼロという明確な目標に向けて放ち、第一の矢である強い経済の実現に向けた取組を通じて得られる成長の果実によって、第二・第三の矢である子育て支援、社会保障の基盤を強化することとしています。それにより、子育てや介護の心配が解消されることで将来の見通しが明るくなり、消費の拡大が促され、また、子育てや介護と仕事が両立しやすくなることなどにより、様々な人材が参加することで、社会に多様性が生まれ、それが労働力率の向上だけでなく、イノベーションを通じて生産性の向上を促し、経済の好循環を強化することにつながります。

また、パートタイム労働等の非正規雇用については、多様な働き方の選択という積極的な意義もある一方、その割合は女性が男性に比べて高く、長期的なキャリア形成を通じた能力の発揮の阻害要因となるとともに、女性の貧困や男女間格差の一因になっているとの指摘もあります。

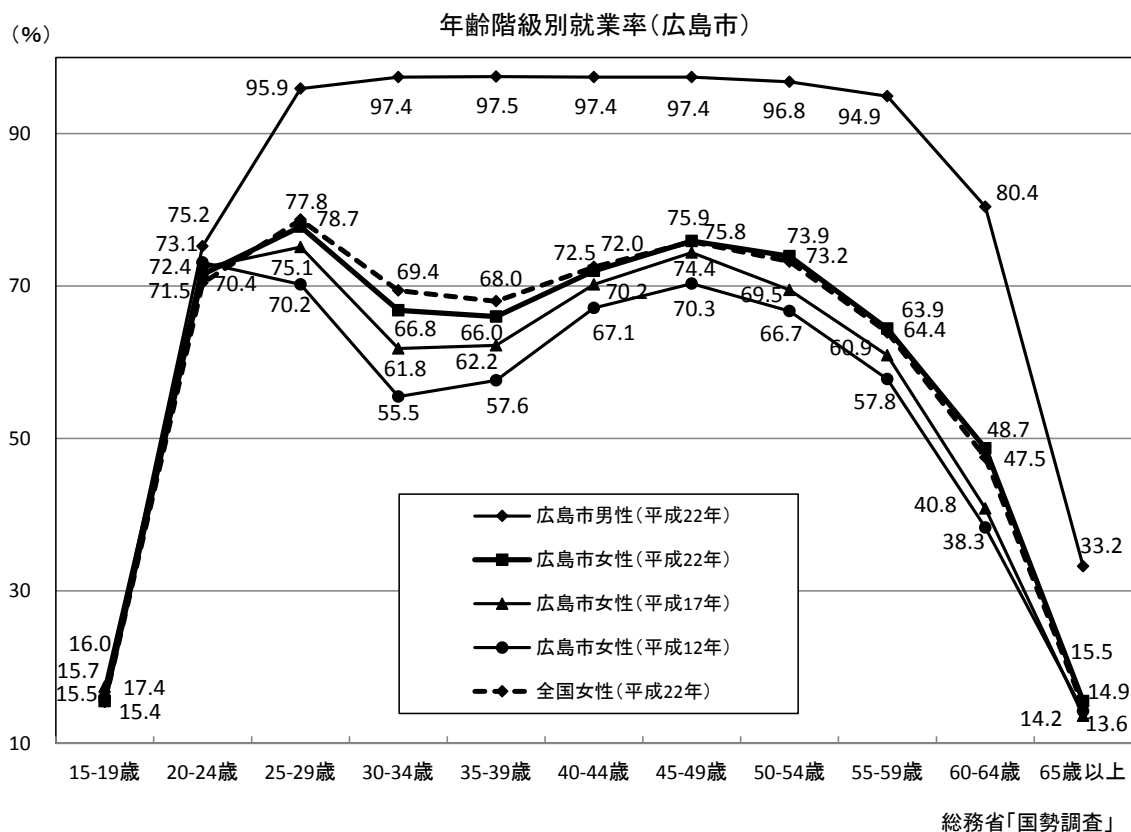
加えて、妊娠・出産・育児休業等を理由とした女性に対する不利益取扱い（マタニティ・ハラスメント）も大きな問題となっており、特に立場の弱い非正規雇用において顕著です。

このため、非正規雇用者の働きや貢献に応じた正社員との均等・均衡待遇の確保など、非正規雇用の処遇改善や、正社員への転換を希望する者に対する支援が求められます。

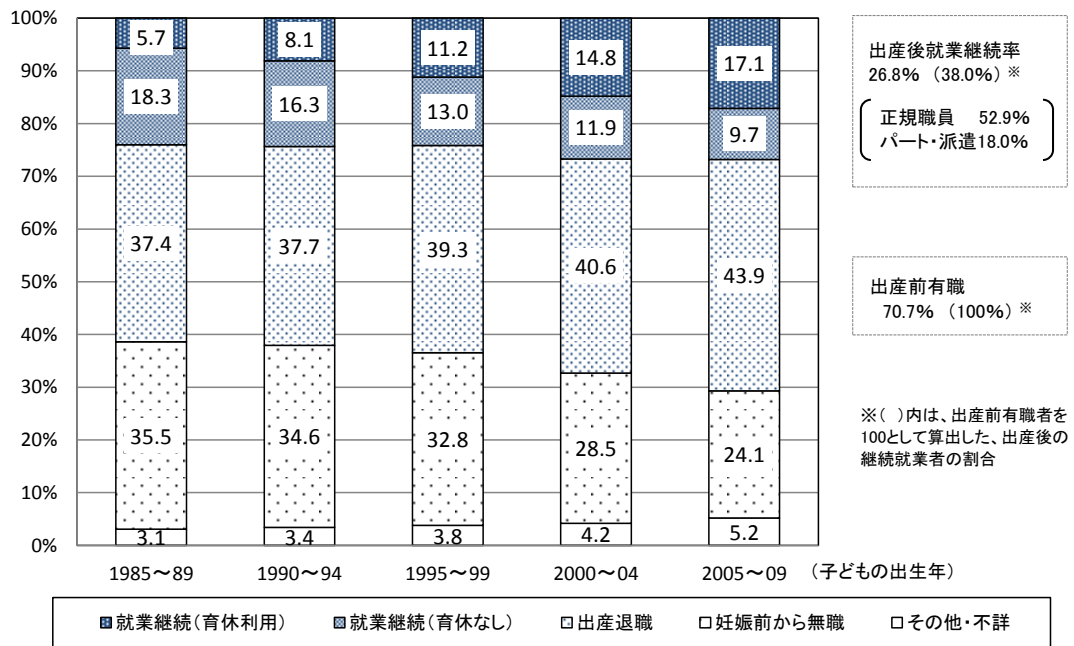
このほか、これまで男女共同参画の推進が十分に進んでいない科学技術・学術分野等において、多様な視点や発想を取り入れるため、より一層の女性の参画を推進するとともに、子育て・介護等により離職した者の再就職や起業の支援、自営業等における労働環境の整備など、多様な就業ニーズに柔軟に対応した支援を行う必要があります。

こうした中、平成27年（2015年）8月、民間事業者、国、地方公共団体などの各主体が女性の活躍を推進するために果たすべき役割を定めた女性活躍推進法が公布され、地方公共団体は、推進計画を策定することが努力義務とされました。

推進計画は、男女共同参画基本計画の一分野として一体で策定することも認められていることから、第2次基本計画の「基本目標2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活の両立」の部分为本市の推進計画として位置付け、取組を進めていきます。

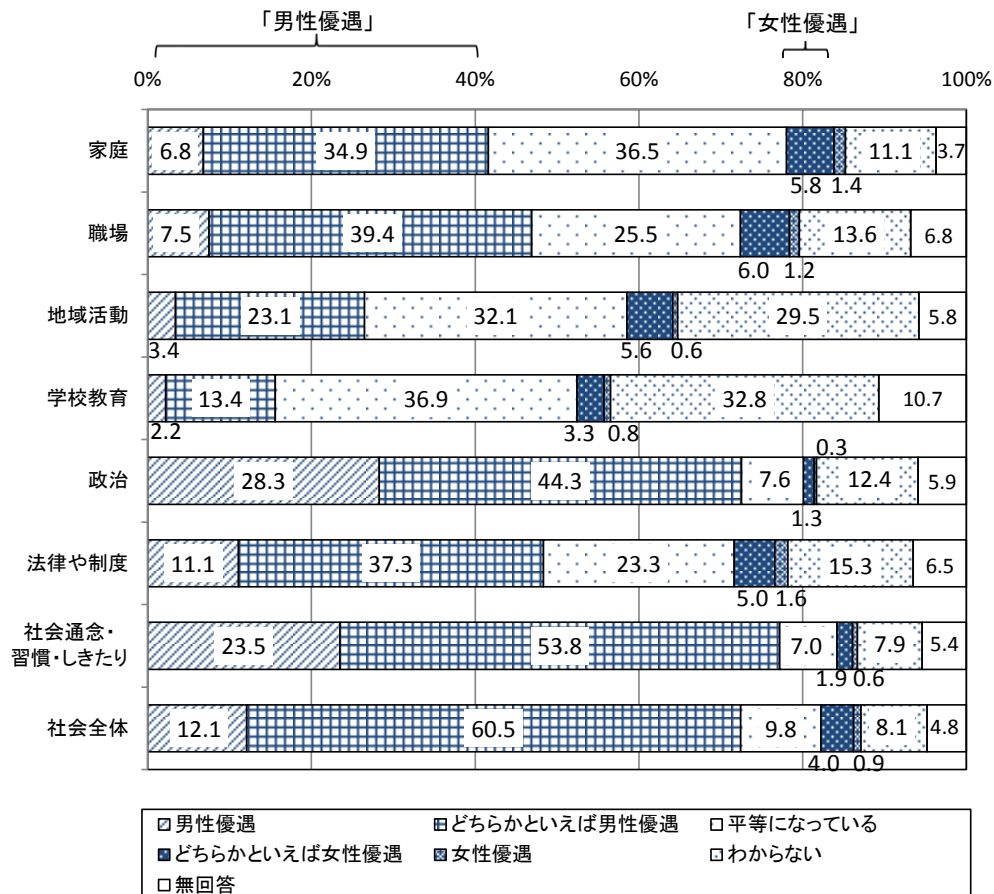


第1子出産後の女性の就業状況



国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」

男女の地位の平等感



「広島市男女共同参画に関するアンケート調査(平成26年度)」

基本施策 1 女性の職業生活における活躍の推進

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保を更に推進するとともに、女性が能力を十分に発揮し活躍することができるよう、女性の活躍推進に取り組む事業者に対するインセンティブの拡充や、国や県などと連携した取組により、事業者による積極的改善措置などの取組を促進します。

(1) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保と女性の活躍を推進する取組の促進

ア 事業者に対する男女雇用機会均等法等の遵守の周知・啓発

性別を理由とする採用・配置・昇格等における差別的取扱いの廃止、男女間の賃金格差の解消、マタニティ・ハラスメント等の防止など、男女雇用機会均等法等の履行を確保するため、国・県等と連携して、継続的に事業者に対する周知・啓発を図ります。

※ 具体的取組

- 事業者に対する啓発文の送付 [市民局]
- 働きやすい職場づくり等に関するセミナーの開催 [市民局]

イ 女性活躍推進法に基づく事業者の取組の支援

女性の活躍推進に取り組む民間事業者の表彰や入札制度における優遇措置、優れた事例の広報等により、事業者の積極的改善措置や女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定などの取組を支援します。

※ 具体的取組

- 男女共同参画推進事業者顕彰【再掲】 [市民局]
- 事業所等への情報提供サイトの運営【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進連携会議の開催【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画を積極的に推進する事業者へのインセンティブ [企画総務局、財政局、市民局、経済観光局、都市整備局]
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援 [市民局]
- 広島市中小企業融資制度（男女共同参画・子育て支援資金） [経済観光局]
- 働く女性応援隊ひろしまを活用した国・県の助成制度等の利用促進 [市民局]
- 女性・若者のための就労環境整備（シンポジウム・研修会・無料相談会の開催、コンサルティング経費補助、認定制度） [市民局、経済観光局]

ウ 働く女性に対する支援の充実

雇用に関する相談機会の提供など働く女性に対する支援の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 母子家庭等就業支援事業【再掲】 [こども未来局]
- 男女共同参画推進センターにおける総合相談の実施【再掲】 [市民局]
- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【再掲】 [こども未来局]

エ 健康に留意した職場環境づくりの促進

職場において男女がその能力を十分に発揮するためには、心身ともに健康であることが大切です。特に、女性の継続就労が増加傾向にある中、女性が働きながら安心して子どもを生み育てることができるよう、長時間労働の削減などを中心とした働き方改革、労働者の健康を確保することのできる環境の整備について、事業者に対して働きかけを行います。

※ 具体的取組

- 事業所向け男女共同参画支援講座の開催【再掲】 [市民局]
- 働きやすい職場づくり等に関するセミナーの開催【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける調査・研究及び普及・啓発の推進【再掲】 [市民局]

(2) 職場における男女共同参画に関する教育の促進

ア 男女共同参画についての研修の支援

職場における男女共同参画についての現状や課題に対応した研修プログラムの作成や提供などを行います。

※ 具体的取組

- 男女共同参画推進員の活動支援【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進事業者顕彰【再掲】 [市民局]
- 事業所等への情報提供サイトの運営【再掲】 [市民局]
- 事業所向け男女共同参画支援講座の開催 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援【再掲】 [市民局]

イ 事業者や働く男女への啓発

職場における男女共同参画について、実効性のある取組となるよう、事業者や男女労働者への広報・啓発の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 事業所向け男女共同参画支援講座の開催【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進員の活動支援【再掲】 [市民局]
- 働きやすい職場づくり等に関するセミナーの開催【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援【再掲】 [市民局]

基本施策2 多様な就業ニーズを踏まえた就業支援の推進

国や県などと連携を図りながら、男女がともに希望に応じた多様で柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働きや能力に応じた処遇・労働条件を確保できる就業環境を整備するとともに、再就職や起業を含めた多様な雇用・就業形態へのニーズを踏まえ、就業機会の拡大と就業支援に取り組みます。

(1) 多様な就業ニーズに対応した就業支援

ア 再就職の支援

再就職を希望する女性に対し、情報や学習・研修機会の提供などによる就業支援を行います。また、出産・介護等で離職した女性の再就職を促進するため、中小企業を対象に女性が働きやすい職場環境づくりに必要なコンサルティング等の支援を行うとともに、就業を希望する女性と企業のマッチングを行うなど、就業機会の拡大を推進します。

このほか、保育・介護人材の確保を図るため、離職した保育士、介護職員の再就職支援を行います。

※ 具体的取組

- 母子家庭等就業支援事業【再掲】 [こども未来局]
- 男女共同参画推進センターにおける総合相談の実施（女性の就労支援相談）、情報提供の充実、学習・研修の支援【再掲】 [市民局]
- 女性が再就職しやすい職場環境づくりモデル事業 [経済観光局]
- 保育士確保対策事業【再掲】 [こども未来局]
- 介護フェアの開催【再掲】 [健康福祉局]

イ 多様な働き方に関する情報提供などの支援

パートタイム労働や派遣労働、ＩＣＴを活用した在宅ワーク、家内労働等に関する関係法令や相談機関についての情報提供などを行います。

※ 具体的取組

- 男女共同参画情報誌「奏～SOU～」の発行【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける情報提供の充実【再掲】 [市民局]

ウ 事業者への関係法令周知と雇用環境整備に対する支援

パートタイム労働法や労働者派遣法等についての事業者の理解を促すとともに、非正規雇用労働者の雇用環境の整備に向けた事業者の取組を支援します。また、より働きやすい職場環境となるよう、トイレや更衣室などの設備面の整備を促します。

※ 具体的取組

- 事業者に対する啓発文の送付【再掲】 [市民局]
- 事業所向け男女共同参画支援講座の開催【再掲】 [市民局]
- 女性・若者のための就労環境整備（シンポジウム・研修会・無料相談会の開催、コンサルティング経費補助、認定制度）【再掲】 [市民局、経済観光局]
- 働く女性応援隊ひろしまを活用した国・県の助成制度等の利用促進【再掲】 [市民局]

(2) 経営の主体となる女性の育成・支援

ア 女性の起業支援

起業についての知識やノウハウの提供などにより、女性の起業に対する支援体制の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 創業者向け研修会・セミナーの開催 [経済観光局]
- 創業チャレンジ・ベンチャー支援事業 [経済観光局]
- 男女共同参画推進センターにおける市民活動・交流の支援（女性の起業支援）【再掲】 [市民局]
- 広島市中小企業融資制度（創業支援融資、創業チャレンジ・ベンチャー資金）[経済観光局]

基本施策３ 農林水産業や商工業などの自営業における男女共同参画の推進

根強く残る男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、農林水産業、商工業などの分野で男女がともに生き生きと経営に参画し、家庭生活における家族それぞれの役割と責任を明確にするための取組を行います。

(1) 自営業における男女共同参画の推進のための取組の実施

ア 自営業における女性の労働に対する評価と労働環境の整備

農家での「家族経営協定」の普及促進など、自営業における女性の労働に対する評価と労働環境を整備します。

※ 具体的取組

- 広島市農業経営改善支援センター事業（「家族経営協定」の普及・啓発） [経済観光局]
- 漁業者等への家族経営協定の普及・啓発 [経済観光局]

イ 自営業者及び家族従業者である女性の能力向上の支援

自営業者及び家族従業者である女性に対し、学習機会の提供などにより、経営能力等の向上を支援します。

※ 具体的取組

- 「まかせんさい」広島市女性農業士の活動支援 [経済観光局]
- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援【再掲】 [市民局]

ウ 自営業者及び家族従業者への啓発と情報提供

自営業者及び家族従業者への男女共同参画についての啓発や情報提供を行います。

※ 具体的取組

- 商工業関係団体の情報誌への啓発文の掲載 [市民局]
- 農業関係情報誌の活用 [経済観光局]
- 水産業等関係情報誌の活用 [経済観光局]

基本施策 4 女性の参画が少ない分野における男女共同参画の推進

建設業、製造業、運輸業などの女性の参画が少ない分野での職場環境の整備や、根強い固定的な性別役割分担意識の中、ロールモデルも少なく、女性研究者の登用が不十分である科学技術・学術分野及び医療分野において、多様な視点や発想を取り入れるため、女性の参画拡大に取り組みます。

(1) 女性の参画の拡大

ア 女性の参画が少ない分野への女性の参画促進

男女の固定的な性別役割分担意識や、トイレや更衣室などの設備面も含めた就労環境が十分に整備されていないことなどから、女性の参画が進んでいない建設業、製造業、運輸業などの分野や、女性研究者の登用が不十分である科学技術・学術分野及び医療分野において、女性の参画を促進します。

※ 具体的取組

- 男女共同参画推進事業者顕彰【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画を積極的に推進する事業者へのインセンティブ【再掲】 [企画総務局、財政局、市民局、経済観光局、都市整備局]
- 市の研究機関等における女性職員の登用 [企画総務局]
- 女性登用に関する取組の好事例の発信【再掲】 [市民局]
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援【再掲】 [市民局]
- 広島市中小企業融資制度（男女共同参画・子育て支援資金）【再掲】 [経済観光局]
- 働く女性応援隊ひろしまを活用した国・県の助成制度等の利用促進【再掲】 [市民局]

イ 理工系分野・医療分野への進路選択の促進

人材育成の観点から、特に理工系分野・医療分野への女子学生・生徒の興味・関心の喚起・向上のための取組を行い、これらの分野への進路選択を支援します。

※ 具体的取組

- キャリア教育の推進（進路指導の手引きの作成）【再掲】 [教育委員会]
- プロフェッショナル人材活用事業【再掲】 [教育委員会]
- 研究者のロールモデルの発掘、活躍事例の発信 [市民局]

基本施策 5 職業生活と家庭生活の両立に向けた職場環境の整備

職業生活と子育て、介護などの家庭生活を両立させることができるよう、労働基準法、育児・介護休業法に基づく制度の定着と活用を促進していくため、事業者や労働者に対する周知・啓発を図ります。とりわけ男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりを進めます。

また、市民や事業者の取組の範となるよう、市役所（職員）自らが率先して職業生活と家庭生活との両立の実現に取り組みます。

(1) 育児・介護休業制度等の定着と利用促進

ア 職業生活と子育て、介護などの家庭生活を両立させるための事業者への働きかけ

男女がともに職業生活と子育て、介護などの家庭生活を両立させ、子育て等を行いながらも職場におけるキャリア形成を図ることができるよう、子育て支援策や介護支援策の充実を図ります。また、民間事業者の表彰や入札制度における優遇措置、特色のある事例の広報等により、長時間労働の削減などの働き方改革、育児・介護休業制度の利用促進や男女を問わず家庭責任を有する労働者への公正な評価の確立、短時間勤務制度等の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備等について、事業者への周知・啓発を行います。

※ 具体的取組

- 男女共同参画推進事業者顕彰 [市民局]
- 事業所等への情報提供サイトの運営 [市民局]
- 男女共同参画推進連携会議の開催 [市民局]
- 労働時間短縮等に関する広報・啓発事業 [市民局]
- 育児・介護休業法に関する広報・啓発事業 [市民局]
- 男女共同参画を積極的に推進する事業者へのインセンティブ【再掲】 [企画総務局、財政局、市民局、経済観光局、都市整備局]
- 働きやすい職場づくり等に関するセミナーの開催【再掲】 [市民局]
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定促進市町キャラバン【再掲】 [市民局]
- 働く女性応援隊ひろしまを活用した国・県の助成制度等の利用促進【再掲】 [市民局]

イ 育児・介護休業制度の利用についての広報・啓発

男女がともに職業生活と子育て、介護などの家庭生活を両立させることができるよう、労働者に対する育児・介護休業制度の利用についての広報・啓発を進めます。

※ 具体的取組

- 男女共同参画情報誌「奏～SOU～」の発行【再掲】 [市民局]
- 働きやすい職場づくり等に関するセミナーの開催【再掲】 [市民局]

(2) 市役所における職業生活と家庭生活の両立の推進

ア 市職員による取組の推進

市職員に家庭生活への参画を促し、仕事以外の生活の充実についての職員の意識を高めることにより、市役所（職員）の職業生活と家庭生活の両立の推進に取り組みます。

また、特に男性職員の育児休業制度の利用を促進するため、制度の周知などを図るとともに、育児休業取得を経験として評価する仕組みや取得期間中の取得者への情報提供など、バックアップのプログラムを検討します。

※ 具体的取組

- 広島市職員子育て支援プラン（次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画）の策定及び実施、育児休業制度の周知、啓発 [企画総務局]
- 基礎研修（階層別研修）における「男女共同参画」に関する科目の実施【再掲】 [企画総務局、市民局]
- 広島市女性職員活躍推進プラン（女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画）の策定及び実施【再掲】 [企画総務局]

基本施策 6 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進

男性に根強く残る男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画についての理解を促進するための学習機会の提供などを行うとともに、啓発活動等の担い手となる男性の人材養成にも取り組みます。また、男性があらゆる分野で生き生きと活動できるよう男性の悩みや不安に対する相談体制を確立します。

(1) 男性への意識啓発等の推進

ア 学習機会や情報の提供

男女共同参画が実現した社会は、男性にとっても暮らしやすい社会です。男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進するため、学習機会や情報提供の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 事業所向け男女共同参画支援講座の開催【再掲】 [市民局]
- 公民館学習会事業【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進員の活動支援【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画情報誌「奏～SOU～」の発行【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援【再掲】 [市民局]

イ 啓発活動の担い手となる男性の人材養成

男性にとっての男女共同参画の意義を広く市民に啓発するための活動等を推進する担い手となる男性の人材を養成します。

※ 具体的取組

- 男女共同参画推進員の育成【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援【再掲】 [市民局]

ウ 男性に対する相談体制の確立

男女の固定的な性別役割分担意識がもたらす重圧や、仕事を中心とした働き方などが、男性の心身の健康に影響を与えることがあります。精神面で孤立しやすい男性が、悩みや不安を安心して打ち明けることのできる相談体制を確立し、生き生きと活動ができるよう支援します。

※ 具体的取組

- 男女共同参画推進員の活動支援【再掲】 [市民局]
- こころの健康相談の実施【再掲】 [健康福祉局]
- 男女共同参画推進センターにおける総合相談の実施【再掲】 [市民局]

(2) 男性の家庭生活への参画を促す取組の推進

ア 家事や子育て、介護に関する学習機会や情報の提供

男性が家事、子育て、介護などの家庭生活に参画することにやりがいや喜びを見出すことができるよう、家事や子育て、介護に関する学習機会や情報を提供します。また、家事や子育てへの参画等の促進にもつながる男性の働き方、休み方の意識啓発に取り組みます。

※ 具体的取組

- パパとママの育児教室の開催【再掲】 [こども未来局]
- 公民館学習会事業【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画情報誌「奏～SOU～」の発行【再掲】 [市民局]
- 家族介護教室の開催【再掲】 [健康福祉局]
- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援【再掲】 [市民局]

基本施策 7 子育て支援策の充実

子育てに関する不安や負担感を解消し、男女がともに子育てと仕事や地域活動などを調和させることができるよう、保育園等への入園待機児童の解消を目指した受入枠の拡大と保育人材の確保の促進、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供などのきめ細かな子育て支援策を推進します。

(1) 保育サービス等の充実

ア 保育園整備など保育を必要とする児童の受入枠の拡大

保育園等入園待機児童の解消を目指し、保育園の整備などにより、受入枠の拡大を図ります。

※ 具体的取組

- 保育園・認定こども園等の整備 [こども未来局]
- 私立幼稚園預かり保育事業 [こども未来局]
- 一時預かり事業（幼稚園型） [こども未来局]
- 認可外保育施設認可化移行支援事業 [こども未来局]
- 小規模保育事業 [こども未来局]

- 事業所内保育事業 [こども未来局]
- 保育士確保対策事業【再掲】 [こども未来局]

イ 多様な保育サービスの提供

子どもの福祉に配慮し、多様な保育需要に対応した延長保育、病児・病後児保育などの保育サービスを提供します。

※ 具体的取組

- 延長保育事業 [こども未来局]
- 病児・病後児保育事業 [こども未来局]
- 休日保育 [こども未来局]
- 子育て短期支援事業 [こども未来局]
- ファミリー・サポート・センター事業 [こども未来局]
- 一時預かり事業（一般型） [こども未来局]
- 保育サービス相談事業 [こども未来局]

ウ 保育人材の確保の促進

保育人材の確保を図るため、関係団体や県と連携し、就業支援、就業継続（離職防止）及び再就職支援の取組を行うとともに、保育士等職員の処遇向上に取り組めます。

また、保育人材が社会的財産として育成されるよう、地域全体で支援する環境の整備に取り組めます。

※ 具体的取組

- 保育士確保対策事業 [こども未来局]
- 地域と連携した保育人材の育成・確保に資する取組の検討 [こども未来局]

エ 子どもの放課後等の居場所の確保

児童館未整備学区の解消に努めるとともに、学校施設を活用した地域の担い手による子どもの放課後等の居場所づくりを進めます。また、放課後児童クラブについては、利用する児童の増加に対応したクラスの増設などの充実を図ります。

※ 具体的取組

- 児童館の整備 [教育委員会]
- 放課後児童クラブの運営 [教育委員会]
- 放課後プレイスクール事業 [教育委員会]
- ファミリー・サポート・センター事業【再掲】 [こども未来局]
- 民間放課後児童クラブ運営費等補助 [教育委員会]
- 特別支援学校放課後対策・いきいき活動事業 [教育委員会]

オ 幼稚園における子育て支援

幼稚園の施設や機能を活用し、遊びの場や機会の提供、子育てに関する相談などの子育て支援事業を展開します。

※ 具体的取組

- 幼児のひろば推進事業 [教育委員会]
- 私立幼稚園の運営基盤の強化 [教育委員会]
- 私立幼稚園振興事業（研修費・教材教具整備費の助成） [教育委員会]
- 私立幼稚園特別支援教育研究事業 [教育委員会]

カ 子育てに関する相談や学習機会などの充実

子育てに関する不安や負担感を解消するため、相談や学習機会、情報提供などの充実を図ります。

※ 具体的取組

- きんさい！みんなの保育園事業（保育園での育児相談など） [こども未来局]
- 家庭児童相談事業 [こども未来局]
- 地域子育て支援拠点事業 [こども未来局]
- 青少年総合相談センター相談事業 [教育委員会]
- 公民館学習会事業【再掲】 [市民局]
- 保育士の研修【再掲】 [こども未来局]
- はじめての子育て応援事業 [こども未来局]
- 男女共同参画推進センターにおける総合相談の実施【再掲】 [市民局]
- 特別支援学校における相談支援体制の充実 [教育委員会]

基本施策 8 介護支援策の充実

介護を社会的に支援するため、介護の担い手への支援や介護サービスの供給量の確保など、介護支援策の充実を図ります。

(1) 介護支援事業の充実

ア 介護についての学習機会などの充実

介護を社会全体で支えるという考え方にに基づき、男女がともに介護の担い手になるため、介護についての学習機会や情報提供などの充実を図ります。

※ 具体的取組

- 家族介護教室の開催 [健康福祉局]
- 働きやすい職場づくり等に関するセミナーの開催【再掲】 [市民局]

イ 介護支援の充実

地域包括支援センターの相談機能を強化するなど地域で介護を支援する体制の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 地域包括支援センター運営事業【再掲】 [健康福祉局]

ウ 介護サービス基盤の整備促進

介護を要する高齢者とその家族を社会的に支援するため、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスなど、介護サービス基盤の整備を促進します。

※ 具体的取組

- 居宅介護（介護予防）サービス等の給付【再掲】 [健康福祉局]
- 介護サービス質向上事業【再掲】 [健康福祉局]
- 特別養護老人ホームの施設整備に対する助成 [健康福祉局]

エ 介護人材の確保の促進

将来にわたって安定的に介護を担う人材を確保するため、介護サービスの重要性について市民に啓発を行うとともに、介護サービス事業所が行う質の高い人材の育成・定着の取組の支援等により、介護分野で働く強い意欲を持った人材の参入を促進します。

また、介護人材が社会的財産として育成されるよう、地域全体で支援する環境の整備に取り組みます。

※ 具体的取組

- 介護サービスの意義・重要性についての啓発 [健康福祉局]
- 介護フェアの開催 [健康福祉局]
- ひろしま介護マイスター養成支援事業 [健康福祉局]
- 小規模事業所介護人材育成支援事業 [健康福祉局]
- 地域と連携した介護人材の育成・確保に資する取組の検討 [健康福祉局]

重点目標（指標）

新

施策の目標（指標）	単位	現 状	目標数値 （期 限）
民間企業（従業員数が 101 人以上の企業）における女性管理職の割合を増やす	%	12.0 （平成 27 年度）	15.0 （平成 32 年度）
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、女性活躍の推進に取り組む企業（従業員数が 300 人以下の企業）を増やす	社	—	50 （平成 32 年度）
民間企業の男性の育児休業取得率を上げる	%	3.8 （平成 26 年度）	13.0 （平成 32 年度）

基本目標３ 地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人が職場、学校、地域、家庭などあらゆる場面で活躍できる社会であり、女性のみならず、男性にとっても暮らしやすい社会です。しかし、「男性は仕事、女性は家庭」といった言葉に代表される男女の固定的な性別役割分担意識が男性や企業等に根強く残っており、男性の生き方は仕事中心となりやすく、地域活動への参画が進んでいないのが現状です。

平成 26 年度（2014 年度）の市民アンケートの結果においても、家庭における役割分担について、「収入を得ること」の項目は「夫中心」との回答が多く、「町内会など地域活動への参加」など、その他の項目についてはすべて「妻中心」の回答が多くなっており、家事労働や地域活動の多くは、女性が担っているという状況にあります。そして、町内会などの地域活動での男女共同参画については、「団体の会長には男性が就き、女性は補助的役職に就く慣行がある」、「男性の参加が少ない」と回答した人が多く、地域活動に関わる女性は多くても、地域における方針決定過程への女性の参画が少ないのが現状です。

さらに、ライフスタイルや家族形態の多様化と、急速な人口減少と超高齢化という社会情勢の大きな変化に直面する中、事実上、女性が多くを担っている家事・子育て・介護等の負担が、今後、さらに重くなっていくことが想定されます。

その中で、家庭に次いで最も身近な暮らしの場である「地域」では、一人暮らしの高齢者や単身世帯の増加、人間関係の希薄化など多くの課題を抱えており、地域の活性化のためには、こうした課題を男女が共に解決していくことが重要です。

このため、固定的な性別役割分担意識の解消など男女共同参画に関する男性の理解や実践に向けた男性に対する働きかけを積極的に行い、男性の地域活動への参画を促進すると同時に、女性リーダーの養成や地域団体の役員への女性登用の働きかけなどを通じて、地域における方針決定過程への女性の参画を促進する必要があります。

また、子どもがいる無職の女性で、今後、社会参加したいと考えている人の中には、企業で働くことのみならず、地域社会の役に立ちたいという思いから、住民同士の助け合い機能を代替する地域活動への参加を希望する人もいます。

このため、地域活動に参加したい人が自分に合ったやり方で参加できるよう、地方公共団体が中心となって、地域活動に参加したい人と担い手を募集している組織とのマッチング機能を向上させることなどが必要です。

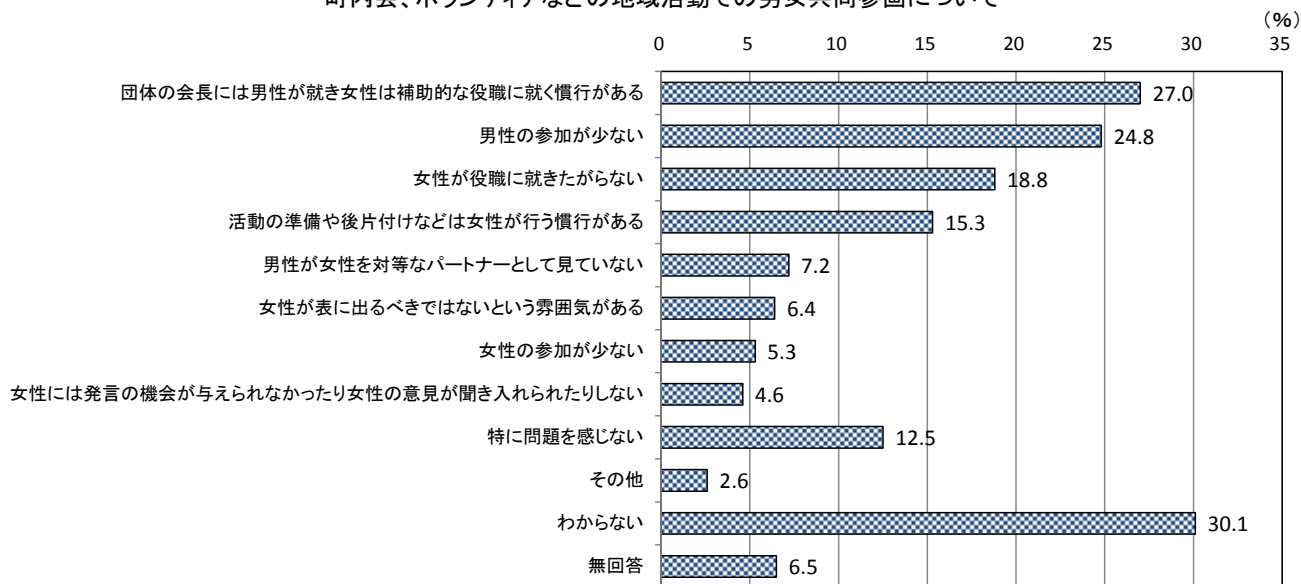
なお、近年、市民ニーズの多様化・複合化が進む中で、町内会などの地縁を基礎とした地域活動だけでなく、NPOをはじめとする課題解決型の活動が増えています。

このため、今後は、「町内会などの地縁によるつながりを持つ人で構成された組織の活動」のみならず、「NPOやボランティア団体等などの一定の課題やテーマへの共通の関心を持つ人で構成された組織の活動」を含めた地域活動において、男女共同参画の視点を持った取組が行われ、活動がより一層活性化し発展するよう支援を行う必要があります。

また、平成 23 年（2011 年）3 月の東日本大震災では、避難所の運営等において、女性の視点に立った対応が十分でなかったなどの課題が明らかになり、平成 25 年（2013 年）5 月、国から「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」が示されました。これを受けて、本市では、地域防災計画の見直しを行い、平成 26 年（2014 年）8 月 20 日に発生した豪雨災害においては、巡回指導を行い、間仕切りや更衣室の設置など、プライバシーに配慮した避難所運営に努めました。

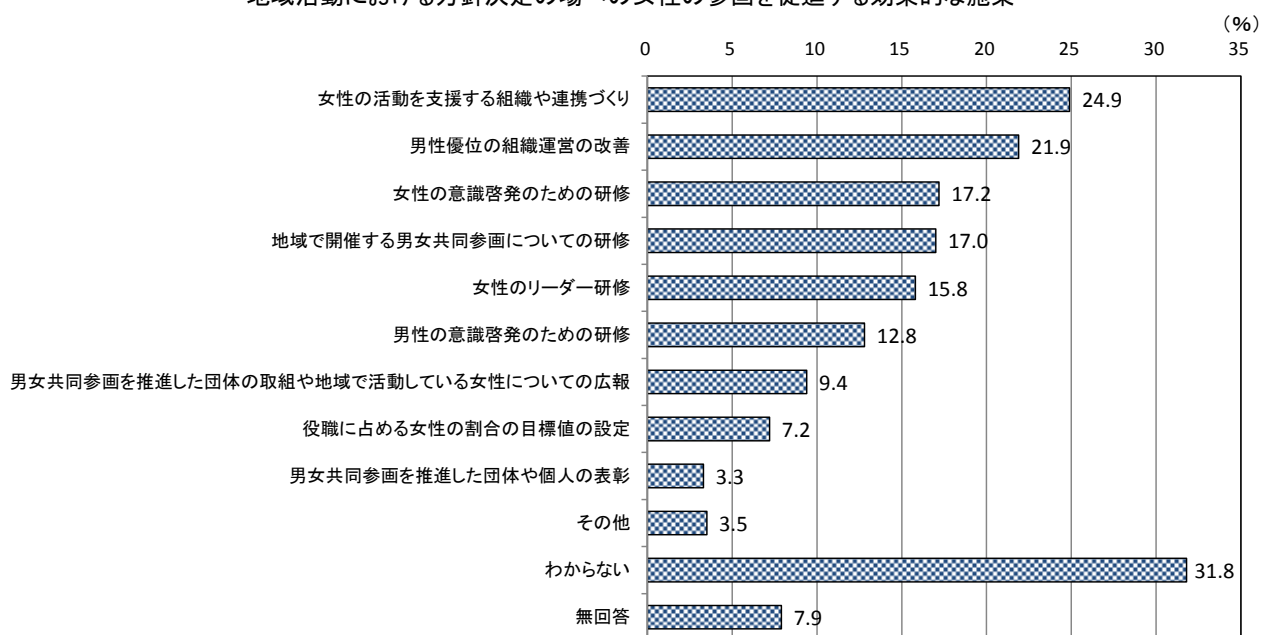
引き続き、男女双方の視点に立った地域での防災活動を推進するとともに、地域防災に関する方針決定過程の段階から女性の参画を一層進めることが重要です。

町内会、ボランティアなどの地域活動での男女共同参画について



「広島市男女共同参画に関するアンケート調査(平成26年度)」

地域活動における方針決定の場への女性の参画を促進する効果的な施策



「広島市男女共同参画に関するアンケート調査(平成26年度)」

基本施策 1 男性の地域活動への参画の促進

男性の地域活動への参画を促進し、男性が地域活動と他の活動との調和のとれた生活を送ることができるよう、学習機会の提供や啓発などに取り組みます。

(1) 男性の参画を促す取組の推進

ア 参画のきっかけとなる学習機会や情報の提供

あらゆる年代の男性が、仕事や趣味、子育て等を通じて得た知識や経験を生かして地域活動に参画することに、やりがいや喜びを見出すことができるよう、学習機会や情報を提供します。

※ 具体的取組

- 男女共同参画情報誌「奏～SOU～」の発行【再掲】 [市民局]
- 公民館学習会事業【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進員の活動支援【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援【再掲】 [市民局]
- 男性の活躍事例の発信 [市民局]

基本施策 2 地域活動の方針決定過程への女性の参画の促進

多様な考え方を生かし、新たな発想を取り入れる観点から、地域活動における方針の立案及び決定への女性の参画を促進するため、女性の学習などを支援するとともに、地域活動に取り組む団体に対して女性の登用などについて具体的な働きかけを行います。

(1) 女性の地域活動への参画の支援

ア 女性のリーダー養成

方針決定過程への女性の参画を促進するため、研修などにより地域活動への女性の参画意欲を醸成し、リーダーを養成します。

※ 具体的取組

- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援【再掲】 [市民局]

イ 女性団体等の活動への支援

活動場所や活動内容に関する情報提供や助言などにより、女性団体等の活動を支援します。

※ 具体的取組

- 女性団体の活動への補助 [市民局、健康福祉局]
- 国からの情報誌等の配布などによる情報提供 [市民局]
- 男女共同参画情報誌「奏～SOU～」の発行【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける市民活動・交流の支援【再掲】 [市民局]

(2) 地域活動に取り組む団体の方針決定過程への女性の参画の促進

ア 女性役員登用の働きかけ

地域活動に取り組む団体における男女共同参画を促進するため、役員への女性の登用の働きかけなどを行います。

※ 具体的取組

- 男女共同参画に関する意識啓発の強化【再掲】 [市民局、各所管局]
- 女性の登用状況調査の制度化の検討【再掲】 [市民局]
- 補助金交付団体に対する女性登用推進に向けた働きかけ方法の検討【再掲】 [市民局]
- 女性登用に関する取組の好事例の発信【再掲】 [市民局]

基本施策3 地域活動における男女共同参画の促進

地域活動をより一層活性化し、発展させるため、男女がともにその担い手となるよう、地域活動における男女共同参画の促進に取り組みます。

(1) 男女がともに地域活動へ参画するための支援

ア 学習機会や情報の提供

地域活動に男女がともに参画する意義に関する学習機会や情報の提供により、地域活動における男女共同参画を促進します。

※ 具体的取組

- 男女共同参画推進員の育成【再掲】 [市民局]
- 公民館学習会事業【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける市民活動・交流の支援【再掲】 [市民局]
- ひろしま情報a-ネットによる情報提供 [市民局]

イ 地域活動に取り組む市民・団体の支援

男女共同参画についての優れた事例の広報等により団体の取組を支援します。また、地域社会の課題解決や男女共同参画の意識の向上に取り組む市民・団体の活動を支援します。

※ 具体的取組

- 男女共同参画情報誌「奏〜SOU〜」の発行【再掲】 [市民局]
- 表彰制度の検討 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける市民活動・交流の支援【再掲】 [市民局]
- 広島市中小企業融資制度（男女共同参画・子育て支援資金）【再掲】 [経済観光局]

基本施策4 男女共同参画の視点からの防災・復興活動の支援

地域活動の中でも、近年、重要性が高まっている防災分野において、平常時から災害・復興時までの各段階で男女共同参画の視点を取り入れた活動が行われるよう取り組みます。

(1) 女性の参画の拡大

ア 防災分野における女性の参画の拡大

広島市防災会議や自主防災組織等への女性の参画の拡大や、災害時・復興時における女性の視点の導入拡大など、防災分野における男女共同参画を推進します。

※ 具体的取組

- 男女双方の視点に配慮した地域防災計画の修正等 [危機管理室]
- 女性消防団員の育成・支援 [消防局]
- 男女共同参画推進センターにおける啓発セミナーの実施 [市民局]
- 地域の防災を担う女性リーダーの育成 [市民局・危機管理室]
- 男女共同参画推進員による啓発講座の実施 [市民局]
- 防災・被害者支援地域女性ネットワークとの連携 [市民局]

基本施策5 地域における男女共同参画推進の基盤づくり

男女共同参画社会の形成に向けては、根強く残る男女の固定的な性別役割分担意識の解消や男性の地域、家庭生活への参画、女性の政策・方針決定過程への参画など、多くの課題があります。その課題の解決には、女性のエンパワーメントの促進や、市民や事業者など多様な主体による連携した取組が不可欠です。こうした取組をより一層促進するための拠点施設として整備した男女共同参画推進センターにおいて、積極的な事業展開に取り組めます。

(1) 男女共同参画推進センターにおける取組の推進

ア 総合相談の実施

相談者をきめ細かく支援するため、専門家や専門機関と十分な連携を図り、電話相談や面接相談はもとより、グループ相談、同じ悩みを抱える人たちの交流・支援に取り組めます。

※ 具体的取組

- 女性のためのなんでも相談（電話相談）の実施 [市民局]
- 男性のためのなんでも相談（電話相談）の実施 [市民局]
- こころの相談（面接相談）の実施 [市民局]
- 法律相談（面接相談）の実施 [市民局]
- 女性の就労支援相談（キャリア支援面接相談）の実施 [市民局]
- グループ相談（子育て・介護等相談）の実施 [市民局]

イ 情報提供の充実

男女が主体的に自らの生き方を選択することができるよう、自立と社会参画を支援する各種サービス等の最新情報を必要なときに身近な場所で入手することのできる環境を整えます。

※ 具体的取組

- 資料室における図書、DVD、関連情報誌、政令指定都市の行政資料の閲覧 [市民局]
- インターネットを活用した各種情報の提供 [市民局]
- 市民及び事業者向けの男女共同参画推進センター紹介ホームページ運営、メールマガジン・リーフレット・広報誌発行 [市民局]
- 事業報告書発行 [市民局]

ウ 学習・研修の支援

男女一人一人の自立と社会参画、課題解決のために必要とされる知識・技能を習得するための学習・研修サービスを提供します。また、これらを通じて、男女共同参画を推進する人材の養成を図ります。

※ 具体的取組

- 男女共同参画の取組促進講座の開催 [市民局]
- 女性の活躍推進を図るための講座の開催 [市民局]
- 女性の就労支援講座の開催 [市民局]
- 市立大学等地元の大学、事業所、NPO等と連携した講座の開催 [市民局]
- 商店街と連携した事業 [市民局]
- ギャラリーの運営 [市民局]
- 一時保育（託児）の実施 [市民局]
- チャレンジショップの開設 [市民局]
- 人権教育講座 [市民局]
- ボランティアリーダー・コーディネーターの養成講座 [市民局]

エ 調査・研究及び普及・啓発の推進

本市における男女共同参画の現状を把握し、課題解決に向けての新たな施策・事業を開発するための調査・研究を推進します。また、これらの調査・研究成果の公表や地域における出前講座の実施などを通じて意識啓発を図ります。

※ 具体的取組

- 男女共同参画推進センター利用団体・グループ、NPO、大学等との連携による調査・研究 [市民局]
- 出前講座の実施 [市民局]
- 啓発リーフレット等の作成・配布 [市民局]
- 男女共同参画フォーラム [市民局]

オ 市民活動・交流の支援

社会参画活動として起業や就労、地域活動（各種ボランティアや生涯学習など）を展開していく上で、ネットワークは欠かせない活動基盤となります。男女共同参画推進センターでは、利用団体やグループ、NPO等との交流支援を行うとともに、地域活動への参加を希望する女性とのマッチングや働く意欲のある女性の就労支援に取り組みます。

※ 具体的取組

- 男女共同参画推進センター利用団体・グループ、各種団体、NPO等の活動・交流支援 [市民局]
- 女性の再就職支援 [市民局]
- 女性の起業支援 [市民局]

重点目標（指標）

施策の目標（指標）	単位	現 状	目標数値 （期 限）
消防団における女性の中級幹部 （分団長・副分団長の階級にある 者）の数を増やす	人	1 （平成 27 年 4 月 1 日）	27 （平成 33 年 4 月 1 日）

新